

Q 変形労働時間制で、1日8時間超の労働日を休日と振り替えた場合にそのまま8時間超の労働をさせることはできるか

A

できません。変形労働時間制により、1日8時間を超える所定労働時間を定めた日と休日が振り替えられた場合、振替によって1日8時間を超えて労働する部分は変形労働時間制としての扱いは認められず、時間外労働として割増賃金の支払いが必要になります（昭和63.3.14基発150号）。

これは1年変形労働時間制でも同じです。